みなみ

7

2018 July
No.148

主な内容

地方創生だよりvol.19 …… P2、3
後期高齢者医療被保険者証の定期更新について … P4、5
平成29年度介護保険特別会計決算報告について … P6、7
平成30年度美波町職員採用試験案内 … P9
各お知らせ …… P17

広報みなみ HP みなみこうほう 検索

美波　地方創生だより　vol.19

地方が直面する様々な問題に、真っ向から立ち向かおうとする小さな町の挑戦 ――
５カ年計画の後半期を迎えた「美波ふるさと創造戦略」は、今や地方創生のホットワード「美波町モデル」として全国から注目を集めるようになりました。
ひとりひとりが自分事として、住民総参加で進めることを提唱した「美波ふるさと創造戦略」の取り組み、美波町ならではの地方創生を紹介していきます。

次世代育成にサテライトオフィス関係者が連携！

６月15日、日和佐小学校６年生の教室ではサテライトオフィス企業・株式会社兵頭デザインの兵頭将勝代表が講師となり、「兵頭デザイン道場 とくしま」と銘打ったデザイン教室が開かれました。児童たちは自分自身を表すロゴマークを考え、描き、さらにそれをデザインとして盛り込んだ名刺作りに挑戦するという今回の授業。

恵比須浜にサテライトオフィス 美雲屋を置く株式会社鈴木商店の小林武喜さん、門前町にあるat Teramaeのメンバーでもある TAISHI ART WORKSの磯中太志さんら、Webデザイン、絵画の専門家もサポートとして参加しました。

最初は戸惑いや緊張も見られましたが、兵頭さんの気さくな人柄に触れ、すぐに普段の調子を取り戻した児童たち。講師陣には次々と質問が寄せられ、最後にはクラス全員が声を合わせて「デザインに興味を持てた」「デザインが好きになった」と元気良く答えてくれる場面もありました。

「子どもたちに楽しんでほしいと思い企画しましたが、私が一番楽しんでいた気がします。本当に良い時間をもらいました。感動しました。」と授業の感想を語った兵頭さん。「今後も様々な場面で、このようなサテライトオフィス関係者や移住者の連携による町への貢献ができれば。」と、他の参加者からも頼もしい声が相次ぎました。

児童のイメージを丁寧に聞きながら、名刺を作成をする兵頭さん。

上･児童が描いた「自分自身をイメージしたロゴマーク」。
左・積極的な児童達に講師陣も大忙し。

地域のお困りごとにサテライトオフィス企業が協力！

「持ってはいるけれど、使いこなせていない」「ちょっとした疑問を気軽に相談できる場が欲しい」といった地域の方々の声を受け、ひわさ交流施設「はまひるがお」でスマートフォン教室を企画・開催。同事務局からの相談を受けた施設近くのサテライトオフィス企業・株式会社あわえの社員が講師を担当しました。

このようなちょっとしたお困りごとこそが地域課題と呼ばれているものです。サテライトオフィス企業には今後も皆さんとの交流を深め、その中からより暮らしやすい町となるよう、地域課題解決のヒントを見つけていってほしいものです。

基本操作、安全対策などを熱心に学ぶ参加者達。

お知らせ

美波町の地方創生に関する新聞記事や雑誌が以下の場所でご覧いただけます！

日和佐地区：日和佐図書・資料館１階
由 岐 地 区：由岐ふれあいホール（ぽっぽマリン２階）

美波ロケ無事終了！ 映画化される美波町の地方創生とは？

5月下旬から町内全域で行われていた映画「波乗りオフィスへようこそ」の撮影が、6月17日に無事終了しました。

美波町で第1号となるサテライトオフィスが開設されたのは、平成24年5月のこと。そこから6年が経ち、今や18社ものサテライトオフィスが開設され、「地方創生の先進事例」として日本全国はもとより海外からも注目されるようになりました。

日和佐漁協前でのロケの様子。多くの住民の方がエキストラとして協力してくださいました。

モデルとなった株式会社あわえの社屋「初音湯」を使っての撮影。実際の社員も「社員役」として参加しました。

サテライトオフィス開設第1号となったサイファー・テック株式会社、そして地域振興に取り組むため美波町で立ち上げられた株式会社あわえ。両社の代表を務める吉田基晴氏をモデルに、地方創生の軌跡を美波町阿部出身の明石知幸監督が脚本を書き上げ、美波町赤松出身の赤川修也映像監督とともに取り組んだのが今回の映画です。

■ 明石知幸監督が語る、映画「波乗りオフィスへようこそ」。

私が師事した故·森田芳光監督は東京都出身だったのですが、自身の作品「家族ゲーム」でその故郷を見事に描き切りました。それを間近で見ていたこともあり、私もいつか同じように自分の故郷を撮りたい、描きたいと思っていたんですね。そんな中で図らずも今回の題材となった、故郷・美波町が推し進めている「美波町の地方創生」という出来事に出会ったのです。

師のように表現できるかという不安ももちろんあり、未だ撮影の前には師の写真に手を合わせ、弱音を吐いたりもしていますが、何より生まれ育った町やここに暮らすみなさんの姿を多くの人に伝えたいという一心で製作を進め、美波町ロケに挑みました。

協力してくださった方々みなさんに自慢していただける作品となるよう、引き続き力を尽くしていきたいと思っています。

■ 主演・関口知宏さんが語る、映画「波乗りオフィスへようこそ」。

俳優の仕事はこちらで言う「えっとぶり」で、そんな私になぜ主役を持ってきたのかと正直疑問だらけでした。初めてお会いした時、監督は「(いろんなものに)巻き込まれる人の話だ。」と言うんです。話が進むうちに監督の描く主人公像と自分自身との共通点が本当に多くて、「これは自分がやらなきゃダメだ！」と。本当に勢いみたいなものでお受けして、俳優業から随分と離れてしまっていたことへの不安なんかは知らぬ間にすっ飛んでいましたね。

私はこれまで散々世界を回って、その中で様々な国民性を見てきましたが、今回この役を得て、この町に来て、この物語のキーワードである「ポンコツ」を踏まえて「日本の国民性ってなんだろう」と改めて考えたんですね。

巻き込まれて人のために働くこの主人公をはじめ、地方創生だとか、美波町で起こっているこの動きに巻き込まれているポンコツたちの姿こそが、本来の日本人らしさじゃないかと。この映画の中でポンコツという言葉でくくられている気質こそが日本人の特徴だと、ロケを通して思い至りました。

ご協力、ご助力いただいた美波町のみなさんのためにも必ずヒットさせます。何よりもまず多くの方にこの「美波町の今」を観ていただきたい。この映画を観て「ああ、日本人ってこうだよね。こうありたいよね。」と日本中に感じてほしいですね。

制作：美波ふるさと創造広報チーム

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成30年7月31日」となっている紫色の「後期高齢者医療被保険者証」を、１人に１枚お渡ししています。

７月中に市町村担当課から、**有効期限　平成31年7月31日**と記載された新しい被保険者証**【濃いクリーム色（黄色）】**をお届けします。

平成30年８月１日から平成31年７月31日までの一部負担金の割合（１割又は３割）は、平成29年中の所得に基づき、改めて判定します。

８月１日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

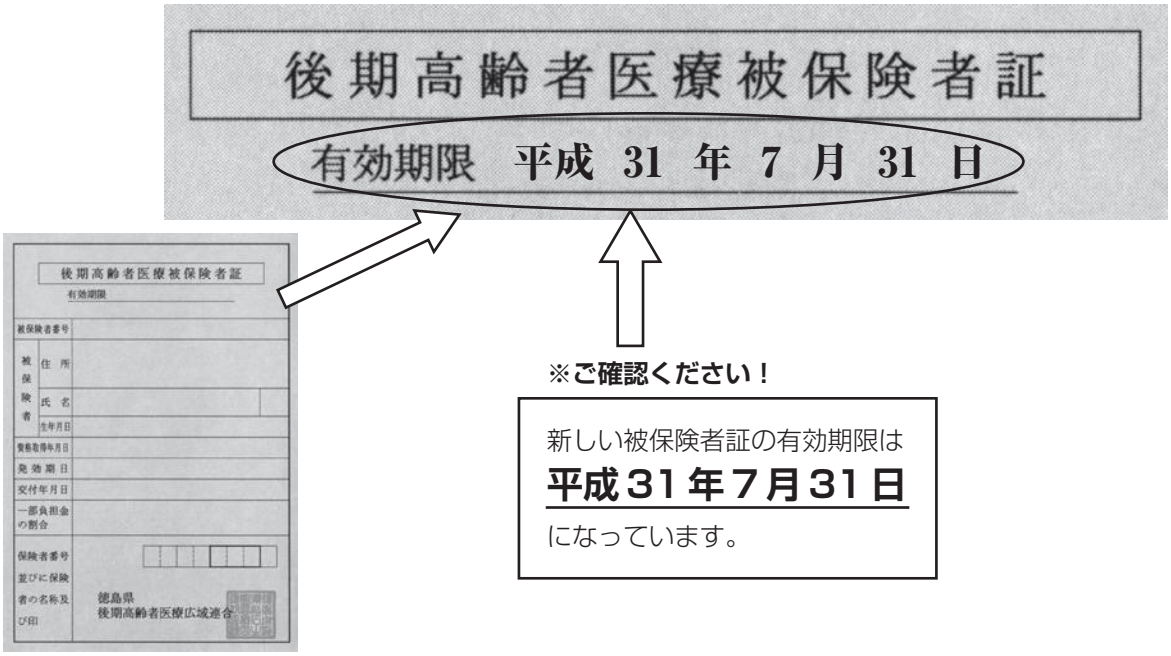

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成31年7月31日
になっています。

※一部負担金の割合の判定方法について※

１割負担となる方
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

３割負担となる方		
世帯構成	被保険者が１人の場合	被保険者が２人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は１割（**要申請**）	520万円未満は１割（**要申請**）
	383万円以上は３割（※）	520万円以上は３割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は１割（**要申請**）

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成30年７月31日」となっています。

平成29年度の認定証をお持ちの方で平成30年度住民税非課税世帯の方には、７月末までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※平成30年8月から高額療養費の上限額が変わります（現役並み所得の方）

平成30年8月以降、年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）に該当する方は、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性があるため、市町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付の申請をおすすめします。

※限度額適用認定証の交付を受けていない場合でも、後日、上限額を超えて支払った医療費を払い戻すための申請をすることは可能です。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限平成31年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

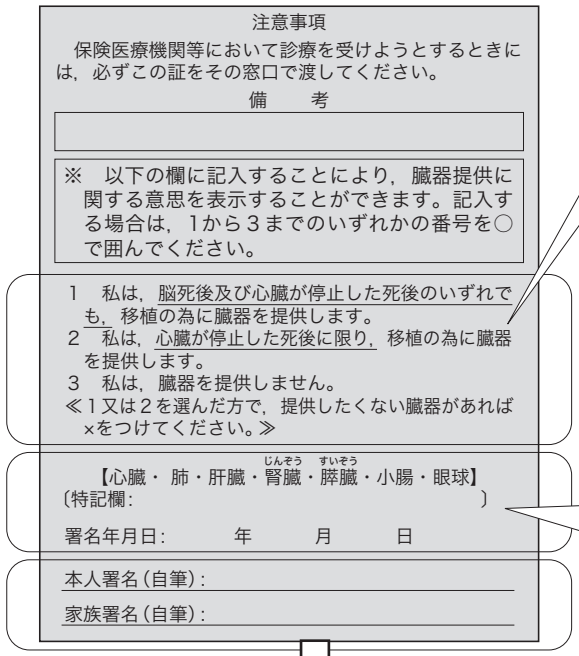

注意事項

保険医療機関等において診療を受けようとするときには，必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　　考

※　以下の欄に記入することにより，臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は，1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1　私は，脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも，移植の為に臓器を提供します。
2　私は，心臓が停止した死後に限り，移植の為に臓器を提供します。
3　私は，臓器を提供しません。
≪1又は2を選んだ方で，提供したくない臓器があればxをつけてください。≫

【心臓・肺・肝臓・腎臓（じんぞう）・膵臓（すいぞう）・小腸・眼球】
〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

◆自分の意思に合う番号を選択

自分の意思に合う番号を1から3までの中から**ひとつだけ**選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択

1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について

1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です）。

※臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※平成30年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

平成30年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

【お問い合せ先】　役場福祉課　☎77－3614

美波町の平成29年度の介護保険特別会計については下記のとおりでした。

平成29年度 介護保険特別会計 決算報告

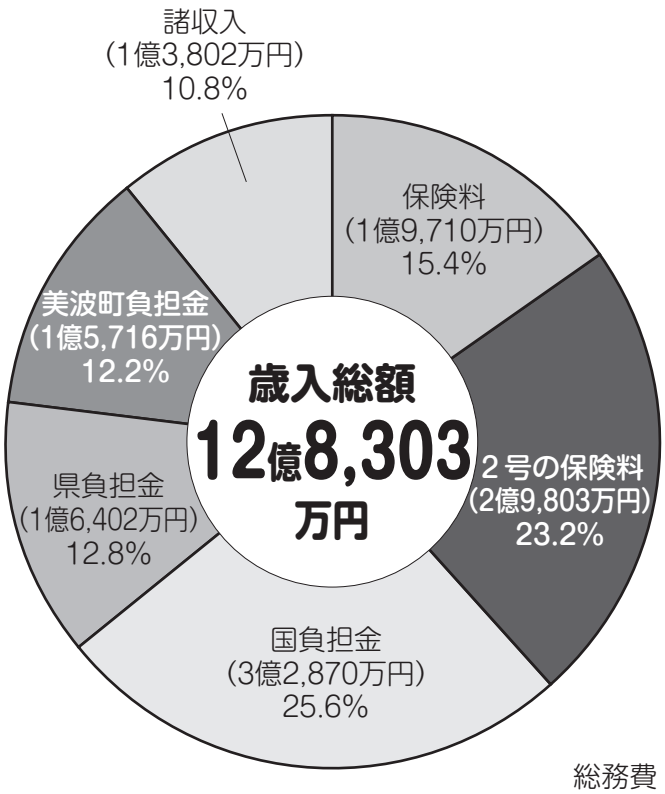

歳入

○保険料
65歳以上の人が納めるお金です

○2号の保険料
40歳以上65歳未満の人が納めるお金です

○国、県負担金
国や県が一定の基準に基づき、負担するお金です

○美波町負担金
美波町が一定の基準に基づき、負担するお金です

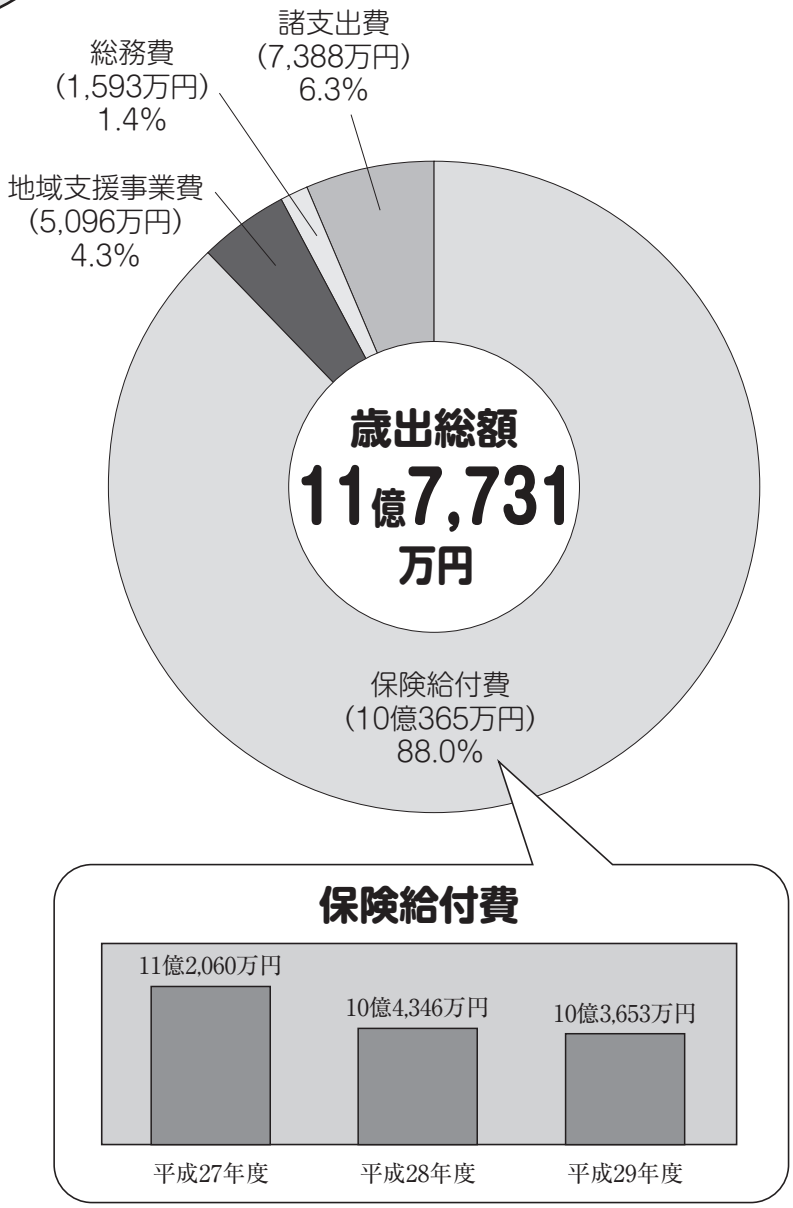

歳出

○保険給付費
介護サービスを使ったときにかかる費用の8～9割分（保険給付費）や自己負担が一定額を超えた場合に支払われる高額介護サービス費などです

○地域支援事業費
包括支援センターの運営費です

○総務費
保険料の徴収にかかる事務経費、介護認定のための経費です

介護保険料の収入状況						（円）
年度	区　分	収入予定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
平成29年度	特別徴収現年度分	186,121,690	186,121,690	100.00%	0	0
	普通徴収現年度分	12,111,054	10,727,171	88.57%	0	1,383,883
	普通徴収滞納繰越分	3,660,865	256,125	7.00%	1,032,183	2,372,557
	合　計	201,893,609	197,104,986		1,032,183	3,756,440

○特別徴収とは年金天引きの分です。
○普通徴収とは納付書及び口座振替で納付いただいている分です。
※5月31日現在の数字となっています。

65歳以上人口と介護認定者数（人）

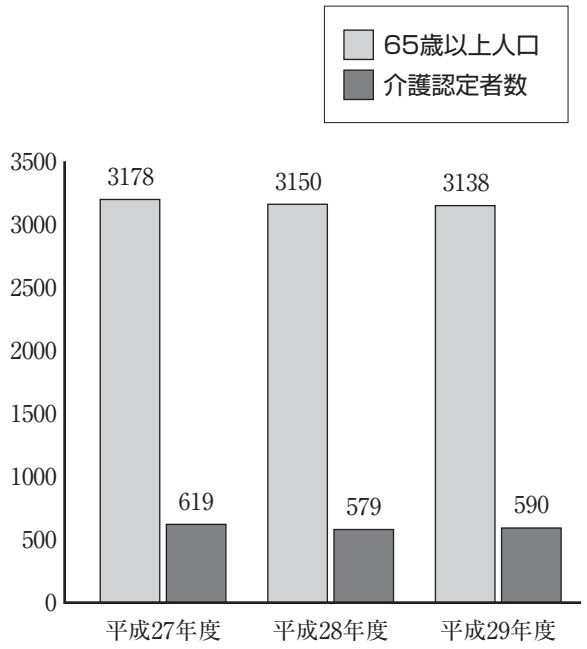

介護サービス利用者数（人）

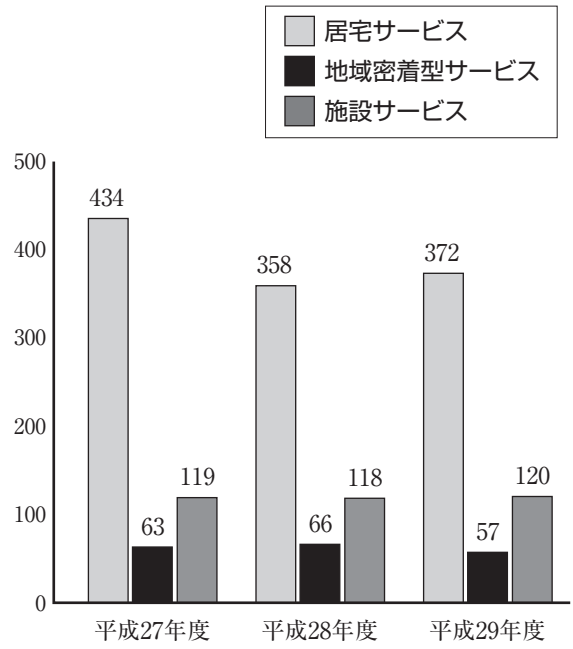

○このグラフをみると、65歳以上人口（第1号被保険者）が減少傾向にあります。介護サービス利用者（実際にサービスを利用する方）は平成28年度に減少して以降、横這い傾向にあります。

◎美波町では今後も65歳以上人口が減少していくと思われますが、65歳未満人口の減少割合の方が高いため、高齢化率が徐々に上がると思われます。

【お問い合せ先】　役場福祉課　☎77−3614

■平成30年度一般コミュニティ（宝くじ）助成事業

西河内公民館はコミュニティ活動備品を整備しました!

宝くじによるコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）により、西河内公民館がコミュニティ活動備品を整備し、地域コミュニティ活動の一層の推進を図りました。

この助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、受託事業収入を財源として実施しています。
宝くじの収益金は、学校・図書館などの教育施設の設備をはじめ、道路・橋梁・公園・社会福祉施設などの建設改修など、皆さまの日常生活に役立つように使われます。

子どもはぐくみ医療費受給者証の手続きについて

子どもはぐくみ医療の受給者証は、6月30日で有効期限が終了しております。
更新手続きがまだの方、または、所得制限限度額該当により助成対象外となっている方で、所得に変動等がある方は、ご申請くださいますようご案内いたします。

助成対象　満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
※所得制限があります。

更新手続き場所　美波町役場　福祉課・由岐支所

提出する書類等
○受給者証交付申請書
○被保険者証又は組合員証の写し（児童の分）
○受給者（保護者のうち主たる生計者）が住民登録外又は平成30年1月2日以後に転入された方は　・同意書　・マイナンバーの確認できる書類　・身分証明書

【お問い合せ先】　役場福祉課　☎77−3614

児童手当制度のご案内

◆支給対象

町内に住所があり、中学校修了までのお子さんを養育している方が対象となります。
※公務員の方は、勤務先でのお手続き、勤務先からの支給になります。
※児童福祉施設等に入所されている場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に支給します。
この他の支給要件もあります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

◆支給額

《 **所得制限限度額未満の方** 》

0歳〜3歳未満（一律）		15,000円（月額）
3歳〜小学校修了前（第1子・第2子）	※	10,000円（月額）
3歳〜小学校修了前（第3子以降）	※	15,000円（月額）
中学生（一律）		10,000円（月額）

※第何子目かは、養育する18歳到達後最初の3月31日までの児童のうち、年長から順に数えます。

《 **所得制限限度額以上の方** 》　0歳〜中学生（一律）　5,000円（月額）

◆支払時期

原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。

◆関係届出・手続一覧

受給該当の方は、各種届や請求書を提出する必要があります。
※届が遅れますと手当が支給されなかったり、過払い分を返金していただくことになります。
（出生や転入手続きは、15日以内の申請が必要です。）

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき（初めてお子さんが生まれた・養育するようになった。）	認定請求書
毎年6月（すべての受給者）　※必須	現況届
出生などにより養育児童が増えたとき	額改定認定請求書
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童が減ったとき	額改定届
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
受給者または養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届 受給事由消滅届
受給者または養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届
振込口座を変更したいとき	金融機関変更届

【お問い合せ先】　役場福祉課　☎77−3614

平成30年度 美波町職員採用試験について（平成31年4月採用）

第1次試験日：平成30年9月16日(日)　　**申込受付期間**：平成30年7月17日(火)～8月2日(木)

1．試験区分、採用予定人員及び受験資格

(1)申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。

(2)申込み後は「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	受験資格
一般事務	高等学校卒業程度	若干名	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。
保育士	短期大学卒業程度	若干名	昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、**保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方**※を有し、保育士登録済の者又は、平成31年3月31日までに当該資格を取得・登録見込みの者。

※ 保育士は幼児教育の業務に従事することがあるため、幼稚園教諭免許も資格要件としています。
「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

(1)日本の国籍を有しない者

(2)成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む）

(3)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4)美波町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2．試験の日時及び試験場

(1)第1次試験

平成30年9月16日(日)　　開場時間：午前9時から　　試験時間：午前10時から

徳島文理大学 9号館 人間生活学部棟（徳島市山城町西浜傍示180）

※ 試験場への車の乗り入れは、送迎を含め固く禁止します。

(2)第2次試験

平成30年10月下旬以降（日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。）

3．試験の方法

(1)第1次試験

教養試験（全職種）及び専門試験（保育士）を行います。（択一式による筆記試験です。）

(2)第2次試験

論文試験、口述試験及び適性検査を行います。

4．受験手続

「受験申込書」に必要事項を記載し、平成30年8月2日(木)まで（土、日を除く）の午前8時30分から午後5時までに美波町役場総務課へお申込みください。郵便による申込みは、平成30年8月2日までの消印のあるものに限り受け付けします。また、インターネットからも受験申込みができますので、美波町ホームページからアクセスしてください。インターネットでの受け付けは、平成30年7月27日（金）までとなります。受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

◆職員採用試験についての詳細は、「美波町職員採用試験案内」をご覧ください。
「試験案内」及び「受験申込書」は、次のいずれかの方法で入手できます。

1．窓口で交付　　美波町役場　総務課又は由岐支所

2．郵便請求

①A4サイズの用紙が入る大きさ（角型2号）の返信用封筒を用意し、120円分の返信用切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を明記ください。

②返信用封筒を別の封筒に入れ、封筒の表に「職員試験請求」と朱書きし、下記に請求ください。

【請求先】　〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1　美波町役場総務課

3．美波町ホームページからダウンロードして印刷ください。（http://www.town.minami.tokushima.jp/）

★職員採用試験についてのお問合せは、役場総務課（☎77－3611）まで。

国民年金だより

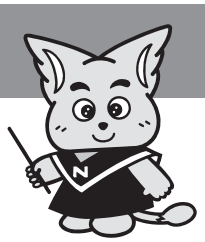

国民年金保険料を納付書で納付されている方へ

お得な 口座振替による納付のご案内

○口座振替（預貯金口座からの引き落とし）による前納制度をご利用されますと、保険料を**“お得”**に納付することができます。

○納付書で最大２年分（平成30年度は平成32年３月分まで）の保険料をまとめて納付できるようになっており、これまでより便利でお得に納付することができます。

○この機会にぜひ『口座振替納付』または『納付書でのまとめ払い（最大２年分）』されることをお勧めします。ご希望の方には申込用紙を送付いたしますので、徳島南年金事務所までご相談ください。

口座振替を利用することで国民年金保険料をお得に納付できます!!

手続きは簡単

お得① 口座振替で２年分をまとめて納付されると、毎月納付書で納付するより最大15,650円割引されます!!（平成30年度の場合）

お得② 口座振替でのみ利用できる納付方法がありお得です!!

●毎月納付であっても当月末に引き落としすることで50円（年間600円）割引されます。

お得③ 手数料が無料でお得です!!

●残高不足であっても、翌月にもう一度引き落としされるため便利です。

●ご本人様以外の方の口座からも引き落としすることができ便利です。

■ 保険料の納付は口座振替による２年前納が一番お得です。

口座振替方法	保険料額（平成30年度）	割引額	
6カ月前納	96,930円 ※10月末に6カ月分を一括引き落とし	割引額 1,110円	**申込期限 平成30年8月末**
1年前納	191,970円 ※4月末に1年分を一括引き落とし	割引額 4,110円	申込期限 平成31年2月末
お勧め 2年前納	377,350円 ※4月末に2年分を一括引き落とし	割引額 15,650円	

前納（2年／1年）の申込を希望される方へ

■ 平成30年度の申込はすでに終了しています。今回のご案内により**平成31年2月末までにお手続きをいただくと平成31年4月分から前納が開始**されます。

■ それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です。
注：すでに納付書により平成31年3月分までの保険料を納付済みの方は、平成31年4月末から引き落としが開始されます。

■ **納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申込ができます。**
（割引額は口座振替納付の場合と異なります。）

年金相談・お手続きの際は

予約相談 をご利用ください。

ご予約いただくと・・・

①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます!

②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します!

予約相談の実施時間帯　8：30～18：00（月曜日）
8：30～16：00（火～金曜日）
9：30～15：00（第２土曜日）

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ!

0570－05（ゴ）－4890（ヨヤクヲ）

＜予約受付番号受付時間＞　月～金（平日）8：30～17：15

○予約相談希望日の１カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○徳島南年金事務所（☎088－652－3114）でも受付しています。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。

平成30年度の免除等の受付は平成30年7月1日から開始され、平成30年7月から平成31年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。過去２年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、年金事務所へお問い合わせください。

【お問い合せ先】　徳島南年金事務所　☎088－652－1511（音声案内①→②）
または　☎088－652－3114

平成30年度 第２回犬の登録及び狂犬病予防注射について（お知らせ）

平成30年度第２回狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は毎年１回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼われている皆さまは、お近くの実施場所で受けてください。

７月19日（木）　中止の場合は８月30日（木）

地区名	場　所（付近）	時　　間	地区名	場　所（付近）	時　　間
町内全域	美波保健所	8:30～ 8:40	町内全域	美波町役場	10:50～10:55
山河内	消防山河内分団詰所	8:50～ 8:55	町内全域	楠本組	11:00～11:05
山河内	西山橋	9:00～ 9:05	井ノ上	教育センター	11:10～11:15
西河内	はりま集会所	9:15～ 9:20	大　戸	旧北川酒店前	11:25～11:30
西河内	丹前バス停留所	9:25～ 9:30	北河内	西谷橋	11:35～11:40
西河内	農協西河内事業所	9:35～ 9:40	北河内	北河内集会所	11:45～11:50
寺　込	コインランドリーはら	9:45～ 9:50	赤　松	農協赤松出張所	13:10～13:15
弁才天	(旧)ドライブイン橋本	9:55～10:00	赤　松	赤松上集会所	13:20～13:25
奥　潟	奥潟公民館	10:05～10:10	赤　松	安井理容前	13:30～13:35
外ノ磯	大黒利夫さん宅	10:15～10:20	赤　松	井上建設	13:40～13:45
町内全域	日和佐漁協	10:25～10:35	町内全域	美波保健所	14:00～14:10
田　井	旧日和佐老人ホーム	10:40～10:45			

７月20日（金）　中止の場合は８月31日（金）

地区名	場　所（付近）	時　　間	地区名	場　所（付近）	時　　間
西の地	美波町由岐支所	8:30～ 8:45	田　井	田井公民館	11:05～11:10
伊座利	伊座利漁協	9:25～ 9:30	木　岐	木岐公民館	11:15～11:25
阿　部	阿部公民館	9:45～ 9:55	木　岐	白浜公民館	11:30～11:35
志和岐	志和岐漁協	10:20～10:30	木　岐	木岐奥公民館	11:40～11:45
東由岐	東由岐公民館	10:35～10:45	西の地	美波町由岐支所	11:55～12:00
西由岐	西由岐大藤商店	10:50～11:00			

☆料金　◎予防注射のみ … 3,000円　◎予防注射と登録 … 6,000円〔登録料3,000円〕

新規登録される方は、印鑑もご持参ください。おつりのいらないようにお願いします。

☆小雨の場合は実施します。

※登録は、犬の生涯に１回のみ、注射は、毎年１回行います。生後３ヶ月以上の飼育犬が対象です。

※犬が死亡したとき、犬の所在地が変わったとき及び飼い主が変わったときは役場住民生活課まで届け出をしてください。

※登録していない犬や、放し飼いの犬は、野犬として捕獲します。

【お問い合せ先】　役場住民生活課　☎77－3613　　由岐支所　☎78－1111

地籍調査のお知らせ!!

平成30年度は、下記の対象地区で地籍調査を行います。

地籍調査に従事する業者は、腕章を着用し、身分証明書も携帯しておりますので、ご理解、ご協力ください。

1．現地調査の立会

(1) 対象地区　**奥河内字井ノ上**

(2) 作業期間　平成30年9月～平成31年2月（予定）

現地調査の立会までに地元説明会を予定しています。
土地所有者の皆様には、個別に案内通知を送付いたします。

※恵比須浜及び
恵比須浜字田井地区では、
昨年度に現地調査を
実施しました。
今年度は現地測量を
予定しています。

※公図などの資料をもとに
隣接する土地所有者と立会していただき、

両者合意の上で
確認した境界に杭を設置します。

地籍調査は、筆界（ひっかい）を確認する調査です。

筆界と所有権界（占有界）について

土地の境界は、大きく分けて、筆界と所有権界（占有界）の２種類に分類されます。

筆界は、公法上の境界であり、所有権界（占有界）は、私法上の境界です。

筆界は、法律（不動産登記法）に基づく公的な境界です。
所有権界（占有界）は、土地の所有権（占有）の範囲を画する私的な境界です。

―― **地籍調査！**（ あなたの土地を再確認 ）子や孫に **悔い（くい）** を残さず **杭（くい）** 残そう！ ――

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場建設課　地籍調査担当　☎77－3618

■第13回　由岐壮年野球大会

日程　5月20日（日）
　　5月27日（日）

場所　由岐中グラウンド
　　由岐小グラウンド

優勝した由岐神風

準優勝した見能林オールスター

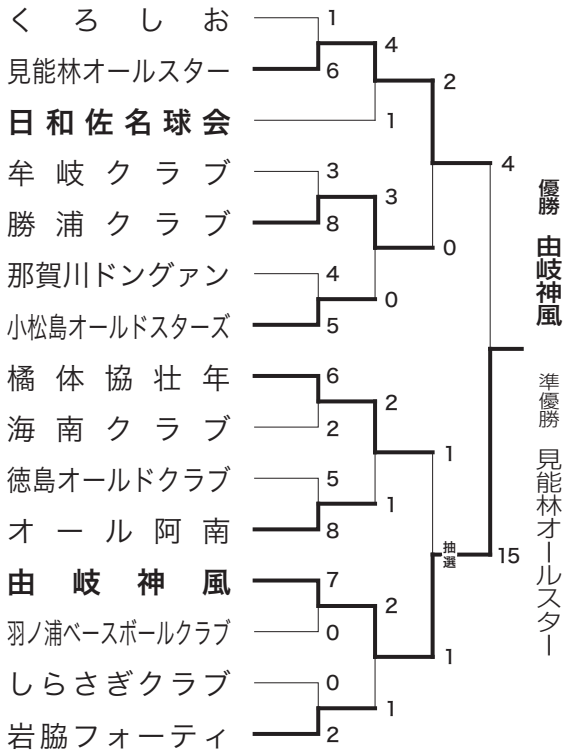

平成30年度
公民館対抗ソフトボール大会

期日：5月22日～
会場：日和佐小学校グラウンド

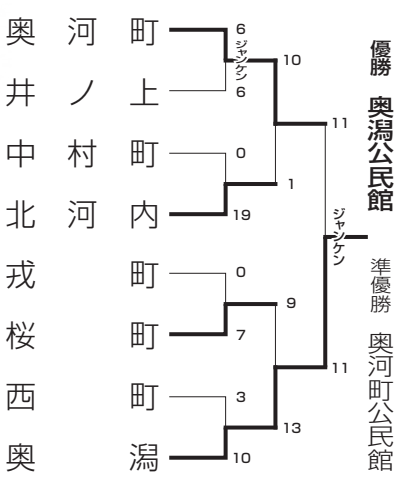

■ 第53回 うみがめ杯争奪家庭婦人バレーボール大会

期日　5月27日(日)
会場　日和佐総合体育館

優　勝：WAK2那賀
準優勝：K・c l u b

決勝戦　WAK2那賀　2－1　K･c l u b

優勝したWAK2那賀

桜 ク ラ ブ　　海南ひまわり
予選A
WAK2那賀　　牟 岐 体 協

第1試合　桜 ク ラ ブ　2－0　海南ひまわり
第2試合　WAK2那賀　2－0　牟 岐 体 協
第3試合　桜 ク ラ ブ　0－2　WAK2那賀
第4試合　海南ひまわり　1－2　牟 岐 体 協

日和佐体協
予選B
K･c l u b　　海部クラブ

第1試合　日和佐体協　0－2　K･c l u b
第2試合　K･c l u b　2－1　海部クラブ
第3試合　海部クラブ　0－2　日和佐体協

自衛官採用説明会を阿南地域事務所において7月29日(日)、8月4日(土)、8月25日(土)午前10時から12時まで開催致します。(参加希望者は事前に自衛隊阿南地域事務所 ☎0884(22)6981 にご連絡をお願い致します)

	自衛官候補生採用試験案内 (技術と体力を磨く任期制自衛官のコース)	一般曹候補生採用試験案内 (部隊の中核となる自衛官を目指すコース)	航空学生採用試験案内 (海、空自衛隊のパイロットを目指すコース)
応募資格	18歳以上27歳未満の男女		航空 高卒(見込み含む)21歳未満の男女 海上 高卒(見込み含む)23歳未満の男女
受付期間	現在受付中	平成30年7月1日(日)～9月7日(金)まで受付中	
入隊時期	30年は8、9、12月のいずれか 31年は4月	31年4月	
試験期日 試 験 場	受付時お知らせします (県内で実施します)	1次試験 平成30年9月21日(金)か22日(土) のうち希望する1日(県内で実施します)	1次試験 平成30年9月17日(月) (県内で実施します)
試験内容	筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査 ※体力試験はありません	1次試験 筆記試験、適性試験 2次試験 身体検査、口述試験 ※体力試験はありません	1次試験 筆記試験、適性試験 2次試験、3次試験については お問い合わせください
合格発表	受付時にお知らせします	平成30年11月9日(金)	平成31年1月22日(火)

※詳細内容、試験内容等は、お気軽にお問い合わせ下さい。
お問合せ・ご用命は　自衛隊阿南地域事務所 ☎0884(22)6981

「四国の右下観光局」は宣言します！

「四国の右下」とも呼ばれる県南部には、「豊かな自然」、「類い希な伝統文化」、「豊富な食材」など、国内はもちろん、海外にも誇れるすばらしい宝物があります。

また、我が国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした大規模な国際スポーツ大会の開催を控え、特に「ワールドマスターズゲームズ2021関西」においては、カヌー、トライアスロン、アクアスロン、サーフィンが県南部で実施されることが決定しており、地域の魅力を国内外にアピールする千載一遇のチャンスが巡ってきています。

これまで、各市町が、また各事業者が個別に観光事業に取り組んできました。しかし、せっかく多様な観光資源が各所にあり、多くの方に県南部を体験していただける機会がやってくるのですから、単にどこかに来て帰ってもらうだけでは、もったいない！

たしかに、1つ1つの地域は小さく、訪れる多くの方々を受け入れられるのか、楽しんでいただけるのか、不安もあるかもしれません。

しかし、「四国の右下」は決して小さくありません。個性豊かな地域が連携することにより、多くの方を受け入れられる、魅力的な目的地となります。

そんな観光地域づくりの「舵取り役」が、私たち「四国の右下観光局」です。

私たちは、皆さんといっしょに地域の観光資源に一層の磨きをかけ、「観光」で県南部に「仕事」を生み出し、将来も子どもたちが地域で住み続けることができる“持続可能なまちづくり”を目指します。

◆◆◆ 私たちに期待してほしいこと、地域の皆さんに期待すること ◆◆◆

（1）皆さんの観光地域づくりのお手伝いをします
—— 皆さんの活動やアイディア、教えてください！

（2）四国の右下の魅力を国内外に発信します
—— 皆さんのお気に入り、教えてください！

（3）多くの観光客を四国の右下に呼び込みます
—— 皆さんが「おもてなし」の主役です！

（4）四国の右下での観光客による消費を促します
—— 皆さんがつくる「おいしいもの」「おもしろいこと」、
存分に楽しんでもらいましょう！

一般社団法人四国の右下観光局

海部郡美波町奥河内字弁才天17−1　　徳島県南部総合県民局美波庁舎1階
TEL 0884-70-5880　営業時間 8:30〜17:15（土日祝日、年末・年始除く）

7月定例教育委員会の日程について

日時　7月27日(金)
　　午前9時30分～
場所　日和佐公民館3階会議室

野外焼却について(お願い)

近年、ごみの野焼きに関する苦情(相談)が増え問題となっています。廃棄物処理法においては、平成13年4月1日から一定の例外を除いて、廃棄物の野外での焼却に罰則が設けられています。野焼きはダイオキシンの排出や火災発生の原因になるばかりでなく、煙や臭いで気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近所迷惑になることもありますので、野外での焼却はやめましょう。

※直罰の対象とならない焼却であっても、住宅密集地や農地(畑地・田んぼ)、山林など地域の状況によって周囲の環境衛生上問題となる場合は、県・市町村の指導及び処分の対象となりますのでご注意ください。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

お問い合せ先
役場住民生活課　☎77－3613
由岐支所　☎78－1111

犬は正しく飼いましょう

犬は常に鎖などでつなぐか、柵で囲うなどして飼うように義務付けられています。

放し飼いは人をかんだり、畑や庭を荒らしたりする原因になりますし、他の犬や猫を傷つけたり、野犬を増やすことにもつながります。昼夜を問わず、絶対に放し飼いはしないようにしましょう。

また、犬を飼っている方は、生後91日以上の犬に対して登録(生涯で一度)と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

犬の鑑札と予防注射済票は犬の首輪等に必ず装着してください。

お問い合せ先
徳島県南部総合県民局保健福祉環境部(美波)(美波保健所)生活衛生担当　☎74－7345
役場住民生活課　☎77－3613

河川内で伐採した木の無償配布について

徳島県南部総合県民局県土整備部(美波)では、河川維持業務で伐採した木の有効利用を図るため、地域住民の皆様へ無償配布を行います。

配布は、事前に申込を頂いた方が対象となります。

申込用紙は、徳島県南部総合県民局県土整備部(美波)に設置しております。

現地の配布場所
美波町西河内字田々川(日和佐川北岸)

伐採した木の寸法
直径10㎝以上・長さ1.5ｍ程度

申込期限
8月24日　午後5時必着

申込先
徳島県南部総合県民局県土整備部(美波)河川砂防担当
☎0884－74－7476

収入保険がはじまります

新しくスタートする収入保険では、農業者ごとの収入減少を総合的に補填する新たなセーフティネットとして、平成31年1月から実施されます。

自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みとなっており、青色申告を行っている農業者を対象としています。

農産物ならどんな品目でも対象となり、農業者ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます。

詳しくは徳島県農業共済組合へお問い合わせください。

徳島県農業共済組合
本　所
☎0888－62－7731
南部支所
☎0884－21－1050

第58回　全国国保地域医療学会市民公開講座

ジャズシンガーの綾戸智恵さんが「介護する方へのメッセージ～私と家族が健康であり続けるために～」をテーマに講演を行います。

日時　10月6日(土)
開場　午後2時30分
開演　午後3時
場所　アスティとくしま
　　1階多目的ホール
参加費　無料(事前申込不要)

お問い合せ先
第58回全国国保地域医療学会事務局
☎0888－602－7774

7月の「高年齢者の再就職に関する相談窓口」のお知らせ

徳島県生涯現役促進地域連携事業推進協議会が55歳以上の方の再就職や就業支援の相談窓口を開催します。

日時　7月30日(土)
　　午後1時～3時半
　　※前日までに要予約
場所　美波町社会福祉協議会
　　お問い合せは、☎0884－76－4421まで。

日和佐診療所からお知らせ

日和佐診療所は、海部郡医師会が実施する「海部郡救急医療当番」に参加しています。

7月・8月の当番

診療月日	診療時間
7月15日(日)	9時～18時
7月23日(月)	18時～22時
8月　8日(水)	18時～22時
8月18日(土)	18時～22時
8月24日(金)	18時～22時

当番日は、内科医師が診察します。
診察を希望される方は、上記診療時間内にお越し下さい。

日和佐診療所　☎77－1212

8月 まちの相談カレンダー

2日	木	心配ごと相談	(9:00～12:00)	保健センター(会議室)
7日	火	人権相談	(13:00～15:00)	由岐公民館
		女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階
8日	水	行政相談	(13:00～15:00)	由岐公民館
9日	木	心配ごと相談	(9:00～12:00)	保健センター(会議室)
		行政相談	(9:00～12:00)	保健センター(会議室)
		介護相談	(9:00～12:00)	保健センター(会議室)
10日	金	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～16:00)	阿南市民会館2階
14日	火	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階
21日	火	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階
23日	木	心配ごと相談	(9:00～12:00)	保健センター(会議室)
24日	金	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～16:00)	阿南市民会館2階
28日	火	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階
30日	木	心配ごと相談	(9:00～12:00)	保健センター(会議室)

◎女性のための生き方なんでも相談は、【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業です。

※「女性のための生き方なんでも相談」は、事前に予約が必要です。

【連絡先】 男女共同参画室分室
☎0884-22-0361

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

【受付日】
月～金 8：30～17：00
(土・日・祝祭日は休み)

【連絡先】
美波町社会福祉協議会
☎77－0342
由岐支所 ☎78－1792

町民文芸

由岐句会

焼なすの約しき暮らし父母のこと　森　浄子
沖はるか星と交える夜釣の火　片山宇野代
新樹光あまねく里に鳶の笛　青山　文夫
サーファーのどっと波乗り命がけ　湊　とおる
鉢底になめくじ確と棲みつきて　浜名　文子
手のひらに這わす蛍の息遣い　中川　秀司
仕来りを守る妻いて茄子の花　住谷　喜舟
爪染めて素足が好きと下駄履きぬ　米山　玉子
意のままにならぬ人生信長忌　戎谷　久代
カンテラと撒き餌とぶ闇夜釣舟　戎谷　利公
入り残る朱色けざやぐ夕焼けて　下町　昭

日和佐句会

油断して鎌で指切る畑薄暑　森本富美子
梅雨晴間心ゆくまで濯ぎ干す　本庄　潮乃
まだ冷めぬ水ようかんに指のあと　白河　輝女
幼日の郷愁抱く青田道　福井　咲希
春惜しむペン置き受くる窓の風　張野　浩子
卒寿とう身の丈生きて初鰹　永井　雅代
紋白蝶啜の草生辿りゆく　岡本　真砂

時雨庵句会

夕風に身を委ねけり洗い髪　名田みや女
蝶の足牡丹崩れる音の中　勝瑞　高春

日和佐短歌会

夕されば工事現場に平生のしずけさ戻り重機しなだる　福井　郁子
切りつめし柿の古木に新芽伸び若葉となりて緑あふれる　小延　恭弘
親と子の悲しきニュースきく日頃燕一途に餌運びくる　栗林　和子
自転車で追い越してゆく夏遍路背の墨の字左右に揺れて　本庄たゑ子

投稿（短歌）

あくる日を思い煩ふことなかれ咲き極まれる孔雀サボテン　下町　昭

町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、政策推進課（☎77-3616）まで連絡をお願いします。

※原稿は前月の20日前後までに提出してください。

図書館だより

No.148
2018年7月号

■図書館カレンダー

7月の予定　●休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	● 2	3	4	5	6	7
8	● 9	10	11	12	13	14
15	● 16	● 17	18	19	20	21
22	● 23	24	25	26	27	28
29	● 30	31				

8月の予定　●休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	● 6	7	8	9	10	● 11
12	● 13	14	15	16	17	18
19	● 20	21	22	23	24	25
26	● 27	28	29	30	31	

『開館日・時間』　☆ 火曜日～金曜日…午前10時から午後６時まで
☆ 土曜日・日曜日…午前10時から午後５時まで
『休館日』 ★毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) ★祝日と年末年始

おはなしの時間　7月21日(土) 午後2時～

第７回　四季草花写真展

会期：7月18日(水)～8月18日(土)　2階ギャラリー

夏休みこども講座　風鈴作り

― 親子でガラス風鈴に絵を描きましょう ―

日時：7月29日(日)　午後1時30分～３時
講師：ぽっぽのみなさん
定員：15組(先着順)　小学生まで

※詳しくは図書館まで
お問合せください

■今月のおすすめ本

「びんの悪魔」　R.L.スティーヴンスン作・福音館書店

水夫のケアウエは、欲しいものが手に入るびんを安く手に入れました。このびんは、買った値段より安い値段で売らなければいけない奇妙なルールがありました。また、びんを持ったまま死ぬと死後、地獄の炎に焼かれてしまうのです。ケアウエはびんが恐ろしくなり、売ってしまいます。やがてコクァという女性に出会い結婚を考えますが、伝染病にかかってしまいました。愛するコクァのために、再びびんを手に入れ、病気を治すのでした。コクァと結婚して、幸せの絶頂にいるケアウエでしたが・・・

●TRC図書館流通センター「新刊全点案内より」

美波町日和佐図書・資料館　☎0884-77-2733

広報 みなみ 第148号
平成30年7月12日発行
美波町HP QRコード
■発行 美波町 ■編集 美波町政策推進課 ☎77-3616
■〒779-2395 徳島県海部郡美波町 FAX77-1666
■http://www.town.minami.tokushima.jp ■印刷 森本印刷

人口と世帯（平成30年5月31日現在）

		前月比
人　口	6,852人	（−21）
男	3,178人	（−9）
女	3,674人	（−12）
世帯数	3,310世帯	（−15）

※平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

今月の納税

納付期限　7月31日（火）

●国民健康保険税　第1期分

人口動態（5月分）

出生

婚姻

死亡

社協だより